

町田市生活道路拡幅整備基準の改定について

地域住民と密接な関わりを持つ生活道路について、市民の生活環境の向上を図るため、町田市生活道路拡幅整備基準を改定いたしたい。

1 経緯

生活道路拡幅整備事業は、現在、幅員4.8mでの整備を原則としていますが、住居への影響が生じることから、幅員4.0mでの整備が多くなっています。しかし、近年増加している福祉車両や救急車などの円滑な通行確保のために、より広い道路が求められていることから整備基準を改定します。

2 主な改定内容

改定項目	改定前	改定後	参考資料
整備幅員	4.8m（地形上やむをえない場合は4.0m）	有効幅員5.0m	図-1
下法面擁壁の構造	間知ブロックを標準	民地に影響の少ない構造	図-2
下法面擁壁の用地	無償使用貸借契約	有効幅員5.0mを超える用地は有償取得	図-2
物件移転補償	住居の補償なし	住居の補償あり	図-3

3 関連事業（狭あい道路拡幅整備事業）の運用変更

今後、建替需要の増加が見込まれるなか、道路空間確保の推進のため、町田市生活道路拡幅整備基準の改定に併せて、狭あい道路拡幅整備事業の運用を変更し、擁壁等の撤去及び築造にかかる費用の助成金対象を拡充することで市民の負担軽減を図ります。

主な変更項目	変更前	変更後
物件移転費の助成金対象	<ul style="list-style-type: none"> ・水道メーター等の計器【移設】 ・樹木【撤去】 	<ul style="list-style-type: none"> ・水道メーター等の計器【移設】 ・樹木【撤去】 ・門【撤去】 ・塀【撤去】 ・擁壁（上法面）【撤去】 ・擁壁（下法面）【撤去・築造】

4 今後のスケジュール

2022年4月1日 新基準適用

【参考資料】

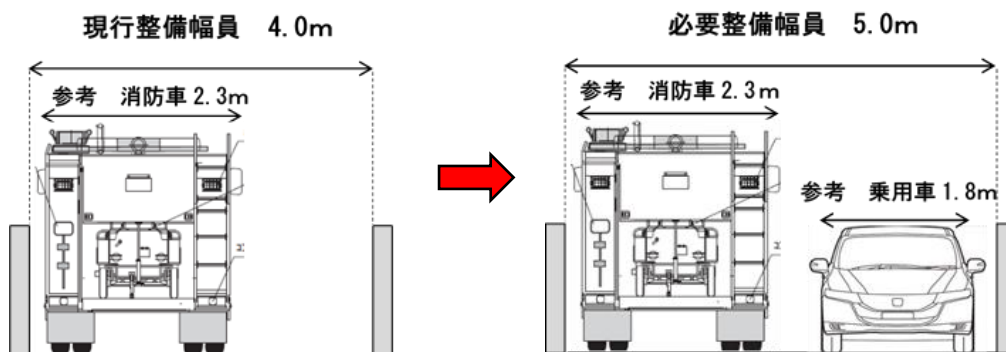


図-1 必要幅員

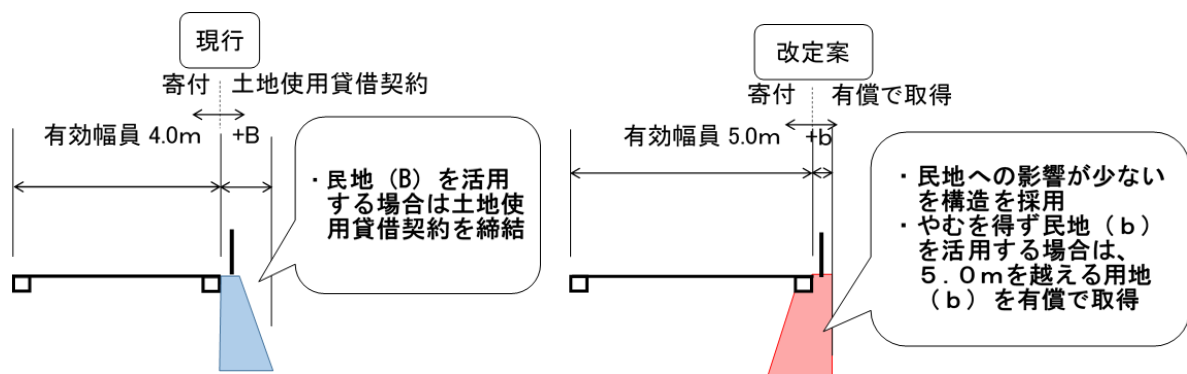


図-2 下法面擁壁の構造と用地

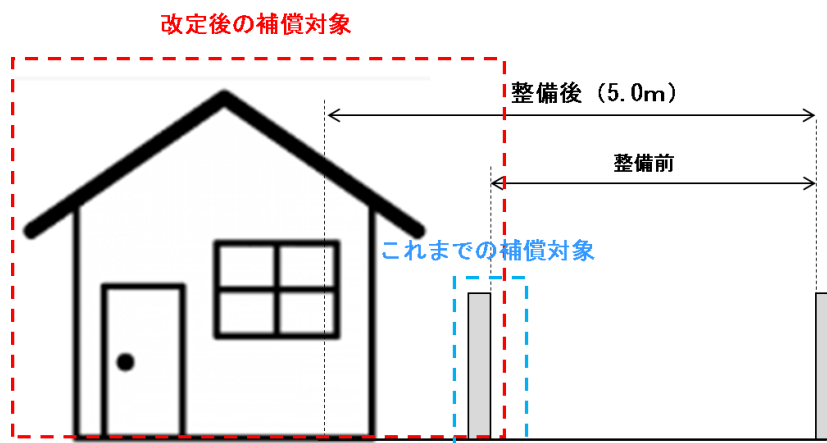


図-3 物件移転補償対象